

全体についての防火・防災管理に係る消防計画・追加規定

【消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号）による追加】

第1 目的

この計画（追加規定）は、消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号）に基づき、新たに規定しなければならない事項について、改正前の省令による「共同防火管理協議決定事項」に定める_____ビル全体（以下、「防火対象物等全体」という。）についての消防計画に追加する項目を規定することを目的とする。

第2 管理権原者の責務等

（管理権原者の責務）

- 1 各管理権原者は、防火・防災管理者に、各管理権原者の権原が及ぶ範囲の消防計画を作成させ、防火・防災管理上必要な業務を行なわせなければならない。
- 2 各管理権原者は、統括防火・防災管理者が防火対象物等全体についての防火・防災管理上必要な業務を遂行できるよう相互に連携・協力しなければならない。

（統括防火・防災管理者の選任及び届出）

- 3 各管理権原者は、協議の上、統括防火・防災管理者を定め、防火対象物等全体についての防火・防災管理上必要な業務を行なわせなければならない。
- 4 前項の協議は、_____によって定めるものとする。
- 5 各管理権原者は、統括防火・防災管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を_____消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。
- ◆ 6 前項の届出については、防火対象物等における各管理権原者のうち、主要な管理権原者（代表者）として_____を指名し、その代表者名をもって届け出を行なうものとする。

（各管理権原者の権原の範囲）

- 7 _____ビルの各管理権原者の当該権原が及ぶ範囲は、別添1「管理権原の範囲一覧」のとおりとする。
- ◆ （全体についての防火・防災管理業務の一部委託）
- 8 防火対象物等全体についての統括防火・防災管理上必要な業務の一部委託については、別添2「防火・防災管理業務委託状況表」のとおりとする。
- 9 前項の一部委託を受けて行なう者（以下「受託者」という。）は、この計画の定めるところにより、管理権原者、統括防火・防災管理者及び自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を遂行しなければならない。
- 10 受託者は、受託した防火対象物等全体についての防火・防災管理業務の実施状況について、定期的に統括防火・防災管理者に報告しなければならない。

第3 統括防火・防災管理者の責務等

（統括防火・防災管理者の責務）

- 1 統括防火・防災管理者は、防火対象物等全体についての防火・防災管理業務に関し、

次の事項について責務を有する。

- (1) 防火対象物全体についての消防計画（以下、「全体の消防計画」という。）の作成、変更及び届出に関すること。

なお、全体の消防計画の作成、変更に際しては、各管理権原者の確認を受けなければならない。

- (2) 全体の消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の定期的な実施に関すること。
(3) 廊下、階段、避難口等共用部その他の避難施設の維持管理に関すること。
(4) 火災、地震等災害が発生した場合における消火活動等に関すること。
(5) 火災、地震等の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- 2 統括防火・防災管理者は、防火対象物等全体についての防火・防災管理上必要な業務を行なう場合、各事業所の防火・防災管理者に対して必要な事項を指示することができる。
- 3 統括防火・防災管理者は、全体の消防計画に定める業務を遂行するにあたり必要な場合には、主要な管理権原者に指示を求めることができる。

(防火対象物等全体の訓練の実施)

- 4 統括防火・防災管理者は、各事業所の防火管理者と連携し、火災、地震等が発生した場合に、迅速かつ的確な行動がとれるよう次の訓練を定期的実施するものとする。
- (1) 総合訓練
(2) 個別訓練
- ① 消火訓練
 - ② 通報訓練
 - ③ 避難訓練
 - ◆ ④ 救出・救護訓練
- ◆ (3) その他の訓練
- ① 建物平面図、設備図等を活用した災害想定図上訓練
 - ② 消防用設備等取扱訓練

5 訓練の実施時期は次のとおりとする

訓練種別	実施時期	備考
総合訓練	月 月	◎ 消火、通報及び避難訓練を総合的に実施する ◎ 地震発生時の対応を含む
個別訓練	月	◎ 消火、通報及び避難訓練の何れかを個別に実施
◆ その他の訓練	月	◎ 必要に応じ実施

※ 訓練参加者は、各事業所の全ての従業員等が対象となるものであること。

6 統括防火・防災管理者は、必要に応じて、各事業所の防火管理者に対し、当該訓練への参加を指示することができる。

7 各事業所の防火・防災管理者は、前項の指示を受けた場合は、適正に対応しなければならない。

(共用部他避難施設の管理)

8 統括防火・防災管理者は、廊下、階段、避難口等共用部（以下、「共用部」という。）その他の避難施設等を適正に維持管理するため、次の事項を徹底するものとする。

(1) 廊下、階段、避難口等共用部その他の避難施設

- ① 避難の障害となる設備◆及び転倒、落下の危険性のある設備を設け又は物品を存置しないこと。
- ② 共用部に各事業所の管理する物品等がみだりに存置されないよう徹底すること。
- ③ 前②の物品が存置されていた場合には、当該事業所の防火・防災管理者に対して物品の除去、整理等適正な指示を行なうこと。
- ④ 避難口の扉等は、容易に解錠できる構造とし、避難の際に有効に開放できるよう維持管理すること。

(2) 防火設備等

- ① 防火戸、防火シャッター等防火設備は、常時閉鎖できるよう、その機能を有効に保持し、当該設備の付近には閉鎖障害となる物品等を存置しないこと。
- ② 前(1)②及び③の規定は、防火設備等の維持管理についても準用する。

9 各事業所の防火・防災管理者は、当該事業所の消防計画に基づき、前1各号の維持管理を徹底しなければならない。

10 各事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者から、前8(1)③((2)②により準用する場合も同じ。)による指示があった場合には、速やかに是正しなければならない。

第4 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

統括防火・防災管理者は、火災、地震等の際に消防機関の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供を行うものとする。

- (1) 自衛消防の組織の活動状況
- (2) 消防隊の進入経路及び特殊車両等の停車位置の確保
- (3) 火災現場への誘導
- (4) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れの有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報提供
- (5) 自衛消防隊本部等の設置場所
- (6) その他防火対象物等の構造等消防活動に必要な情報

第5 その他全体の防火・防災管理に関して必要な事項

この計画によるものの他、防火対象物等全体に係る防火・防災管理に関して必要な事項については、各管理権原者及び統括防火・防災管理者が協議の上、定めるものとする。

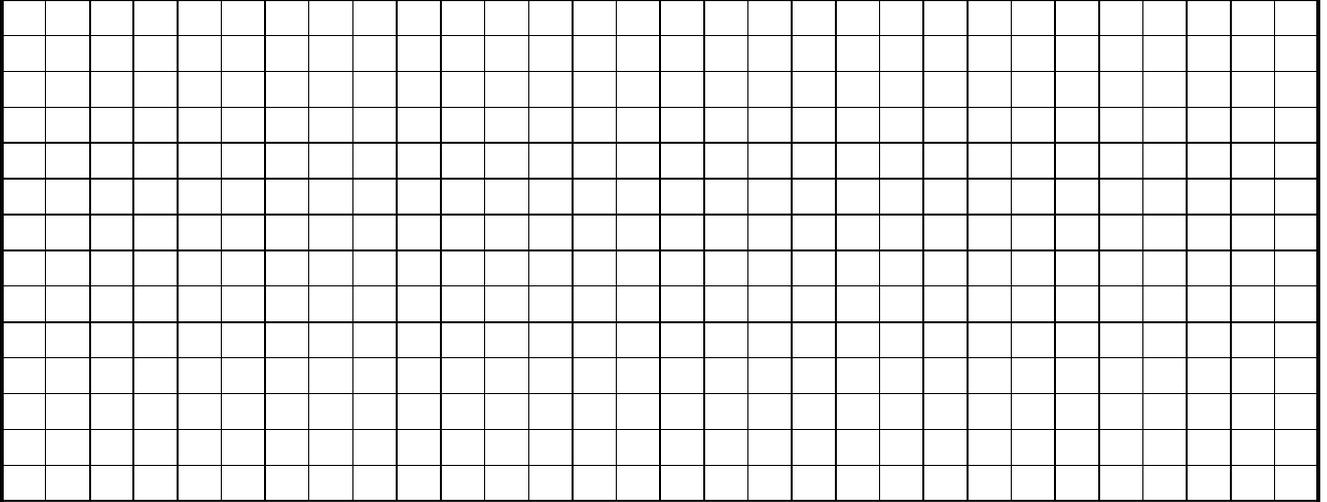
附則

この計画（追加規定）は、_____年___月___日から施行する

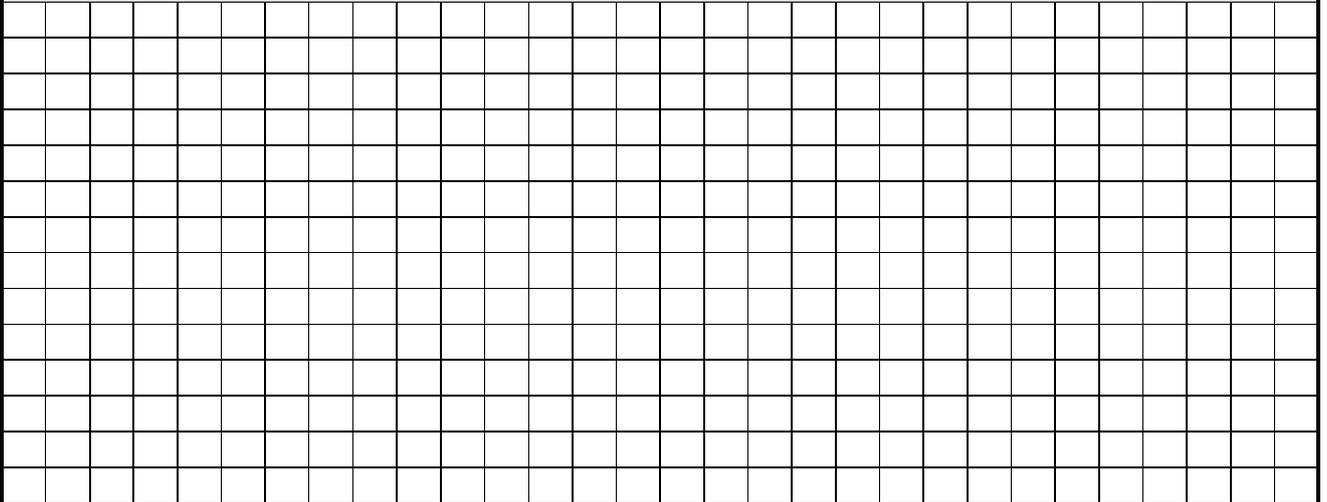
※ ◆印は、該当する場合に規定する項目であること

※ 現に届出済である全体の消防計画に、この追加規定の一部が既に規定されている場合には、それ以外の規定について追加してください。

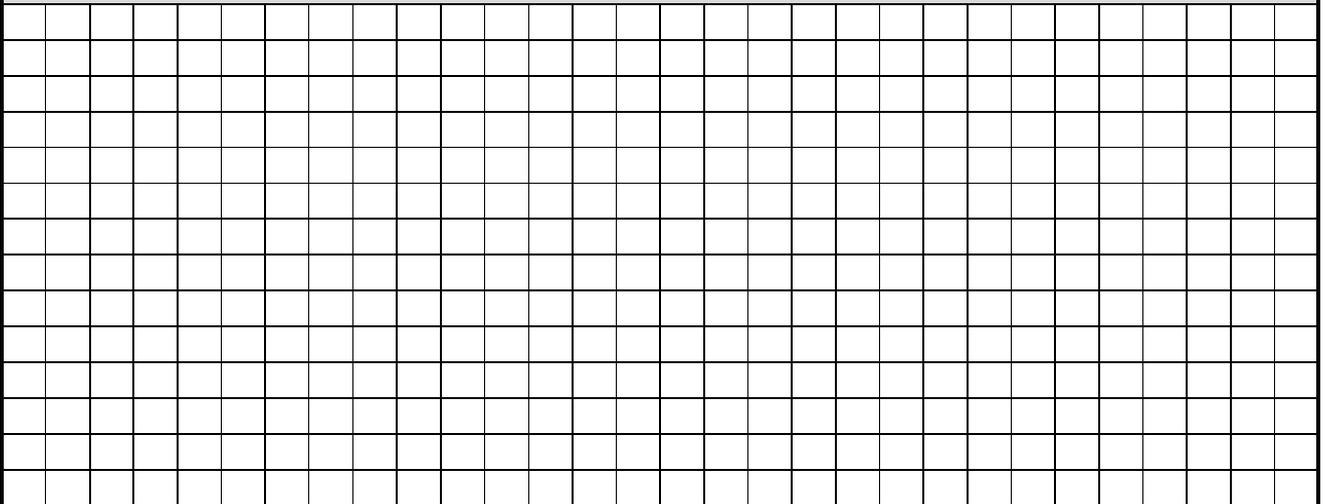
平面图 (階部分)



平面图 (階部分)



平面图 (階部分)



必要な場合に、別添1、別添2の継続紙として使用してください